

診断書（成年後見制度用）を作成される医師の方へ

日頃から、家庭裁判所にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本診断書及び診断書付票は、成年後見事件が申し立てられた際の重要な参考資料となります。

本診断書の作成については、「**成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引**」（最高裁判所事務総局家庭局）を参照してください。（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）

また、診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「**本人情報シート**」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、**ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために**、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。「本人情報シート」の提供を受けた場合には、診断書作成の際の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

○ 補助の対象者

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である方であり（民法15条1項）、「**支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある**」場合、補助の対象となります。

○ 保佐の対象者

精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である方であり（民法11条）、「**支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない**」場合、保佐の対象となります。

○ 後見の対象者

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方であり（民法7条）、「**支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない**」場合、後見の対象となります。

◆「契約等」とは、一般に契約書を必要とするような重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）を想定しています。

◆「支援」とは、家族等の身近な人によって提供されることが期待される適切な援助行為を想定しており、具体的には、契約等の場面で家族等が本人の反応や理解の程度を踏まえて、本人に分かりやすい言葉で説明をすることなどを想定しています。

本人に対して現実に提供されている援助行為の有無、内容等について調査していただく必要はありません。

なお、成年後見制度における鑑定（診断書付票の2）は、訴訟事件における鑑定とは異なり、家庭裁判所に証人としてお越しいただくことはありませんし、鑑定人の資格には診療科や従事年限等の制限はありませんので、鑑定にできる限りご協力いただきますようお願いいたします。

成年後見制度における診断書の作成方法等についてご不明な点がございましたら、福岡家庭裁判所後見センター（TEL：092-981-9606）までお問い合わせください。